

平成28年5月25日

第73号

発行 一般社団法人 西宮市手をつなぐ育成会
〒663-8241 西宮市津門大塚町1-47
TEL 0798(33)7713
FAX 0798(33)7743

手に手を



育成会らしく

一般社団法人西宮市手をつなぐ育成会

会長 近藤 真由美



今年4月、障害者差別解消法が施行されました。西宮市においても、障害理解促進、合理的配慮など差別解消に向けての取り組みが進められることを期待したいと思います。たとえ法律ができても差別するのは人の心です。こんな時もし自分なら、自分の子どもが障がいをもって生まれてきたら…と一人ひとりが「想像力」を働かせることで社会は変わっていかないでしょうか？

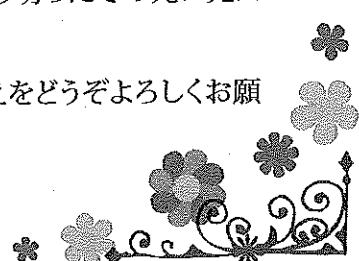
育成会活動の大きな柱である啓発事業の中で、今年度は「知的障がいの疑似体験」を通して地域の皆様に知的障がいに対する理解を深めていただく『啓発隊』の取り組みを始めます。知的障がいのある子の親として、背伸びをせず自分たちで出来ることから啓発活動を進めたいと思っています。理解者や支援者が少しでも増えることを願いながら。

一方で、私たち親も子も高齢となり親亡きあとでの不安はますます現実的なものとなっています。制度は整備され様々な暮らし方を選択できるようになりました。しかし、周りから聞こえてくるのは「自分や家族に何かあった時、障がいのある子を誰がどう支えるか？」という不安の声です。制度はあっても実質的な受け皿となる社会資源はまだまだ足りません。私たちは、誰もが安心して我が子を託せる社会資源が整備されるよう働きかけていくことはもちろんですが、今ある制度や仕組みをきちんと理解し、最大限に利用できるよう賢い利用者家族になる必要があるのかもしれません。今までそしてこれからも、育成会らしく支え合いながら合って、思いを形にできる動きを考えていきたいと思います。

この度、半世紀以上の長い歴史をもつ西宮市手をつなぐ育成会会長という、とてつもなく重い役割をお引き受けすることになりました。

小川前会長始め歴代の会長様方のような力強い推進力はありません。流した汗や涙の数は、親亡きあとのが子の幸せを願って活動を続けて来られた先輩方のそれとはくらべものなりません。それでも、少しずつでも前に進むしかありません。走り切ったその先に見える景色を思い描きながら、理事一同、新体制で臨んでまいります。

会員の皆様はもとより、関係各方面の皆様方の強く温かいお力添えをどうぞよろしくお願ひいたします。



2016年4月から始まる 障害者差別解消法の魅力

障害者総合相談支援センターにしのみや
センター長 玉木 幸則



2006年12月、国連で「われわれのこと我々抜きで勝手に決めるな!」(Nothing about us without us!) と言うスローガンを掲げ、障害者の視点から作られた障害者権利条約が全会一致で採択されました。この日こそ、障害のある人たちが待ちに待った歴史的な瞬間を迎えたのです。この条約は、障害者が社会の一員として尊厳をもって生活することを目的にしています。そして、その条約の原則のひとつが、障害に基づく差別をなくしていくことです。

日本でも、その条約を批准（国同士の約束事である条約に入り、守るための手続きのこと）するために、障害者基本法改正、障害者総合支援法や障害者虐待防止法の成立などを進めていきました。さらに、2013年6月、国会で「障害者差別解消法」が成立し、2014年1月、我が国も「障害者権利条約」を批准することができたのです。

そして、2016年4月、いよいよ障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、通称「障害者差別解消法」が施行されました。

この法律の目的は、障害があってもなくても、だれもが分け隔てられず、お互いを尊重して、暮らし、勉強し、働いたりできるように差別を解消して、だれもが安心して暮らせる共生社会の実現を目的としています。そう、差別をなくし、障害のある人とないとの共生をすすめていくという素晴らしいものなのです。

この法律では、主に次のことを定めています。①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。②差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。③行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的な内容等を示す「対応要領」「対応指針」を作成することとされています。

具体的な内容には、2種類の差別に整理されています。

●障害を理由とする不当な差別的取扱い

- ①「見えない」「聞こえない」「歩けない」といった機能障害を理由として区別や排除、制限をすること。
 - ②車イスや補装具、盲導犬や介助者など、障害に関する理由にして、区別や排除すること。
- (例) 障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。

●合理的配慮を行わないこと（合理的配慮の不提供）

障害のある人とない人の平等を確保するために、障害の状態や性別、年齢などを考慮した変更やサービス調整、サービス提供することを「合理的配慮」といい、それをしないと差別にあたります。

(例) 知的障害のある人に対して、文字にルビをふったり、わかりやすい言葉や絵などを活用して資料を提供すること。

また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明※があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。※知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

以上のように、障害者差別解消法では、ある程度「差別とは何か?」と明示されていますが、一般的にはわかりづらい部分も多くあります。すなわち、この法律が施行されることで、全ての差別が解消されるということでもありません。

これからも、障害のある人自身やその家族が、暮らしの中で感じている嫌な思いをしていることなどを根気よく発信していくことが大切になっていくのではないかと思っています。「障害者差別解消法」は、差別をしている人を罰する法律ではなく、差別が起こっている状況を少しづつ解決していくための法律なのです。そして、障害のある人もない人も共に暮らせるまちづくりの足がかりになっていくことを願っています。

計画相談について



社会福祉法人 一羊会

地域生活支援センター「ジョイント」

相談支援事業課 課長 中村 喜弘

今更かもしれません、『計画相談』というものをご存じですか。これは、サービス等利用計画（西宮では『本人中心支援計画』と呼んでいます）の作成を通して相談支援を進めていくことから、『計画相談』と呼ばれています。

なぜ、計画の作成が必要かと言いますと、2012年4月に「障害福祉サービスを利用する全ての人にサービス等利用計画を作成すること」と国が定めたためです。西宮市では、約3600人が対象と言われており、そのうち38%の計画作成が完了している状態です。※2016年3月時点

そんな計画相談ですが、今回は、計画相談をどのように進めているかを少し書かせていただきます。

計画相談は、契約→聞き取り→支援会議→計画作成の順に進めていきます。計画作成後は、最低でも6ヶ月に1回（施設入所は1年に1回）モニタリングをすることになっています。

まず聞き取りですが、ご本人の人物像を改めて整理していきます。そのためにご本人だけではなく、ご家族や利用している事業所の職員など、ご本人に関わる人達にもお話を聞いていきます。今のご本人のことだけではなく、生まれた時からこれまで、ご本人がどのような人生を歩んでこられたのかも聞いていきます。この部分はご両親からお話を伺うことが多いですが、「そんなん忘れたわ～」とおっしゃる方もいれば、ものすごく鮮明に覚えておられる方もいます。これまでの人生の中で、良かった事、辛かった事、さまざまなエピソードを伺いますが、これまでのいろいろな事があってこそ今のご本人があると思うので、大切にお話を聞くようにしています。そして、みなさんにお話を聞く時、「本人が今の生活をどう思っていると思うか？」という質問を必ずします。この質問には、本人だけではなく、ご家族や利用している事業所の職員が、本人の立場に立って、本人の生活を考えるという意味が込められています。一羊会こんばす相談支援事業課で計画相談を進めている方達は、言葉でご自分の意思を伝えることが難しい方が多いです。そのため、この質問はこれからご本人の生活を本人と本人に関わる人達みんなで考えていく上で、とても大切な質問だと考えています。この質問をした時、悩まれる方も多いですが、「帰ってきた時、良い表情で帰ってくるから○○に行くのは好きだと思う。」など、ご本人の様子から感じる答えをおっしゃって下さる方もたくさんいます。

次に支援会議ですが、聞き取りで伺った内容をもとに会議を進めています。会議では、ご本人にとっての「暮らしの場」「日中活動の場」「余暇・楽しみ」の三つの要素が満たされていければ、ご本人の生活が充足していくという考え方で進めています。そして、支援会議の場で話した内容を計画にしていきます。ご本人にとっては、支援会議の場自体がどういう場なのかが、なかなか分かりにくいことが多いです。それでも会議の回数を重ねるうちに少しずつ会議に慣れ、ご自分のことを話すようになる方もおられます。

計画相談は、障害福祉サービスを利用する根拠になるものと言われていますが、それだけではなく、ご本人がご自分の思いを伝える機会であり、ご本人に関わる人達にとって、ご本人の生活を改めて考える機会になると思います。

平成27年度 オープンセミナー 『ともに育ち、ともに生きる』

子育ての中で起こる、子どもとの小さなトラブルやコミュニケーションに悩む方々への情報提供の場としてのオープンセミナーには、会員だけでなく一般の方も多数ご参加頂いています。

西宮市教育委員会及び一般社団法人兵庫県知的障害児者生活サポート協会西宮市支部の後援を受け、平成27年度も3回開催することができました。

第一回

「子どもとのコミュニケーション」～伝えたい気持ちを大切に～

平成27年9月15日（火） 西宮市総合福祉センター

参加者：会員21名、一般22名

講 師：関西女子短期大学 保育学科 准教授 太田 頤子氏



コミュニケーションには言語と非言語のコミュニケーションがあり、非言語コミュニケーションとは、表情や仕草、声の雰囲気などです。会話となれば言語と非言語のメッセージが同時に相手に届いていますが、言語と非言語は必ずしも一致していないという事実があります。言語と非言語が違えば違うほど相手は混乱し、言語と非言語が一致した方が相手に伝わります。

そして、コミュニケーションとは双方向のもので、言葉のキャッチボールと言われるように、相手が受け止められる所に投げること、子どもが受け止められるレベルでの言葉かけが大事です。

また、理解することと察することの違いについてもお話を頂きました。

言語と非言語のコミュニケーションが違えば混乱すること、相手を察するとはどういうことかなどを手遊びやゲームを通じて感じ取ることができました。

- | | |
|-------------|---|
| アンケート
より | <ul style="list-style-type: none"> * 非言語のコミュニケーションの方が大事だと教えて頂けて嬉しかった。 * コミュニケーションにパターンがあると教えて頂けて良かった。 * 子育て中の親としてコミュニケーションのヒントをもらえた。 |
|-------------|---|

第二回

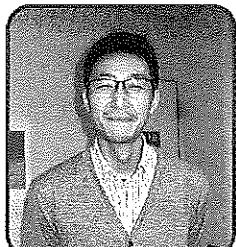
「bonワークス西宮の取り組みから見えてきたこと」～一人ひとりに合わせた支援を～

平成27年11月12日（木） 西宮市総合福祉センター

参加者：会員23名、一般35名

講 師：合同会社オフィスばん bonワークス西宮

管理者／サービス管理責任者 譲田 和芳氏



bonワークス西宮とは、成人期の自閉症スペクトラムの方に特化した通所福祉サービスとして、平成26年5月にオープンした事業所で、毎日通所、週に数回通所、他事業所と併用して通所、と多様な形で14名（平

成27年11月現在)が利用されています。

利用にあたっては、聞き取りだけでなく、実際にどういう人かを確認するため初期評価を実施しています。好きなこと、得意なこと、苦手なこと、理解の仕方や表現方法、環境の調整など、実際に関わっていくうえでの配慮点を明確にして、具体的な支援の方法を検討していきます。

初期段階にしっかりと評価することで、最初から具体的な支援プランを立案でき、特性に配慮した過ごし方を提供できるとともに、支援や観察のポイントも整理できます。

Aさん(西宮市在住・20代男性・療育手帳A・障害支援区分5)への支援の様子を実際の映像で見せて頂きました。

- アンケートより
- *色々な取り組みを丁寧に話して頂けたので良かったです。
 - *学校卒業後の通所サービスについて知る機会も少なく、とても良いお話を聞けたと思います。
 - *具体的な支援を知ることができ、自宅でも取り入れができるものもあり、参考になりました。

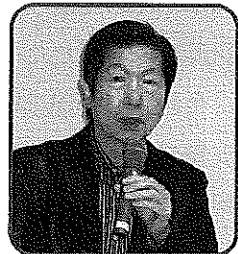
第三回

「絵カード交換式コミュニケーション・システム(PECS) ～自発的なコミュニケーションを教える方法～

平成28年1月18日(月) 西宮市総合福祉センター

参加者:会員25名、一般28名

講師:京都市児童福祉センター副院長 門 真一郎氏



PECS(ペクス)とは、絵カード交換式コミュニケーション・システムのことで音声言語でのコミュニケーションが十分にとれない方に対して、自発的なコミュニケーションができるることを目指すトレーニングプログラムで、対象は年齢不問、自閉症スペクトラムだけに限らず様々な障害の人に対して使えるものです。

これまでの応答のコミュニケーションから教える方法では、自発のコミュニケーションがなかなか身につかないといった欠点がありました。PECSではまず自発的な要求から教えます。

トレーニングの様子や、トレーニングを重ねた本人が絵カードだけでなく、筆談やiPadなど様々なコミュニケーションツールを活用して、一人で買い物ができるようになった様子などを動画で見せていただきながらの説明で、大変わかりやすい内容でした。

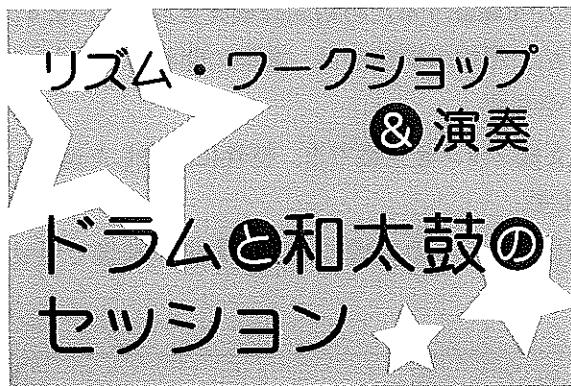
PECSの6フェイズ(フェイズとは、～段階的に行うとの意味)

- ①絵カードで自発的に要求する
- ②離れた位置から絵カードを自発的に交換しにきて要求する
- ③要求に使う絵カードを弁別し自発的に選択する
- ④「○○ください」という文で自発的に要求する
- ⑤「何がほしい?」と聞かれて応答的に要求する
- ⑥質問に応答的にコメントする

アンケート
より

- *成人して自発的コミュニケーションの発達はあきらめしていましたが、本人にとって何よりも大切なことであり、まだまだPECSによってできることがわかりうれしいです。
- *PECSに限定せず支援の方向性で貴重なヒントがあった。
- *すごくいい勉強になりました。西宮でもPECSの療育が受けられるところがあれば良いのにと思いました。

★余暇活動★



平成28年1月24日(日)、平成27年度から始まった余暇活動の2回目として昨年に引き続き元ブルーハーツドラマーの梶原徹也さんと“和太鼓ふたば”の皆さんとのコラボレーション♪みんなでたたこう♪を開催しました。

今回は「兵庫県手をつなぐ育成会本人活動支援部会」との共催の予定でしたが、大雪予報のため、前日に中止が決まり西宮市手をつなぐ育成会単独での開催になりました。

“和太鼓ふたば”独自の表現、弾けるような明るさとパワー、横笛の音色とともに太鼓のリズムの躍動感、梶原さんのダイナミックにたたくドラム、直感的な感情表現、その卓越した技術は強烈でした。

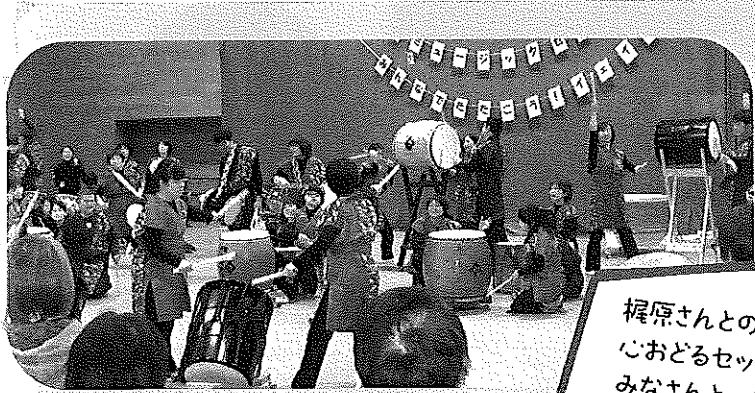
ドラムと和太鼓の迫力ある演奏は心揺さぶられるものがありました。観客の皆さんも一体となり、手作りの太鼓をたたきノリノリで大いに盛り上りました。

日頃物静かな方が声を出し飛び跳ねながら楽しんでいる姿も見られました。

出演者・スタッフ含め166名の参加がありました。

この事業は西宮市社会福祉協議会歳末助け合い募金配分金を活用しています





梶原さんとのコンサートは、心おどるセッションでした。また、会場のみなさんと一緒に盛り上がることができ、とても楽しいひと時でした。
本当にありがとうございました。
(ふたばメンバー親)

イェイ!! ラツション開催したよ~



“和太鼓ふたば” プロフィール

私たちは、知的ハンディのある子ども達が、いきいきと過ごせる場を持ちたい、との思いで発足し、親子で活動を始めて16年が経ちました。その間、数多くのイベント等に参加させてもらい、たくさんの方々から拍手と励ましをいただきました。

子どもたちにとっては、それが大きな自信と笑顔につながっています。

現在は、親子16組(小学生から社会人まで)で活動しています。

一昨年にはプレラホールにおいて15周年コンサートを開催しました。仲間といっしょに太鼓をたたけば、元気とパワーがあふれてきます。

★研修会★

障がいのある人が自立した生活を送るために必要な相続の対策と金銭教育について



鹿野 佐代子氏

平成27年12月4日（金）、社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団職員でファイナンシャルプランナーの資格を持つ鹿野佐代子氏をお招きし、相続の対策を中心にお講演いただきました。

☆お金の流れを視覚的に見やすくするためキャッシュフロー表を作成して貯金の推移が将来的にどのようになるのか知っておくと安心です。
（※キャッシュフローとはお金の流れのこと）

キャッシュフロー表の効果

- お金の流れを視覚的に見やすくする
- 何が問題かがわかりやすい
- 早い時期に対策が立てやすい
- お金が増えることがわかると人生のモチベーションが上がる
- やりたいことが実現しやすい
- 親亡き後のためにいくら残せばよいのか試算しやすい

☆親に「もしも」のことがあった時に備えて、どのような準備をすればよいのか、どのように財産を子どもに残すか、ということを考えておく必要があります。そのためには

- 親の出生からの戸籍を取っておく
- 遺影を準備しておく（自分も子どものものも）
- 遺言書を作成して執行者をたてておく
- 生命保険を活用する。（受取人固有の財産という特徴を生かして、子どもを受取人すれば、確実に本人に支払われる）

お金は貯めるばかりでなく、人生を楽しく送るために、使いたいことにつかっていくことが大切です。ラストプランニングノートを活用して、自分の想いを家族へのメッセージとして残すといいでしょう。

★学齢期研修★

制度についての勉強会



平成28年1月21日（木）、西宮市総合福祉センターにて、西宮市生活支援課の越知係長と和田副主査に「計画相談の意義」「学齢期のうちに利用できる制度について」のテーマで、わかりやすくお話しいただきました。質問にも丁寧にご回答くださいり、出席者もざっくばらんに意見交換ができました。

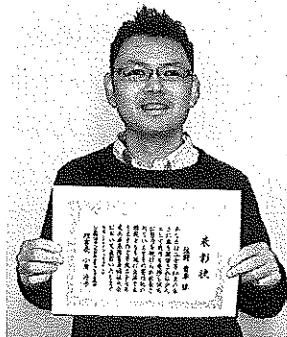
感想

今回、初めて勉強会に参加させていただきました。市の生活支援課の方から、西宮ではまだ3割ぐらいしか支援計画を終えていないと聞き、少し驚きましたが、いろいろ現状を教えていただき大変勉強になりました。また、参加された人達の話を伺い、情報を共有できるとても有意義な時間を過ごせたと思いました。ありがとうございました。

おめでとうございます

知的障害者就労表彰

平成27年11月28日（土）、兵庫県障害者福祉大会において、佐野貴章さんと和田瑞恵さんが一般企業に20年就労されたことにより、就労表彰を受けられました。



佐野 貴章さん

僕は、三基食品（ミキブルーン）で働いて20年になります。仕事は庭園の掃除や、植木のせん定、花の植え替えなどをしています。

僕は温泉が大好きなので、有給を取って家族で旅行に行くのが一番楽しいです。



和田 瑞恵さん

ケーキハウスツマガリに就職して今年の3月で21年が経ちます。

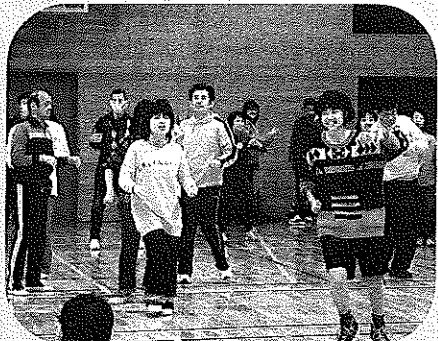
立ち仕事なので腰とか痛い所が出てきて大変です。

今まで色々ありましたが職場にも恵まれ、これからも頑張りたいと思います。

★余暇活動★ ダンス



平成28年3月6日（日）、西宮市総合福祉センターの体育室において、同センターの牧祐紀子氏にご紹介いただいた、市内でダンス教室を開いておられる、さとう樹先生他3名の方に来ていただき、AKB48の「恋するフォーチュンクッキー」の振り付けをご指導いただきました。音楽に合わせ踊っている内、笑顔が広がり汗をかきながらも、親子共々楽しく踊りました。





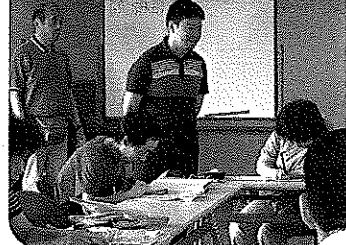
「のじぎくの会」は、月1回第4日曜日の午前中、西宮市総合福祉センターで活動しています。この会は、自分で来られる人、話の聞ける人が集まる本人の会で、自分たちで話し合って活動内容を決めています。近畿大会本人大会や全国大会本人大会にも参加しています。平成28年度より、「障害者総合相談支援センターにしのみや」に支援していただきます。

平成27年度の主な活動

5月★総会・報告会



6月★ミーティング

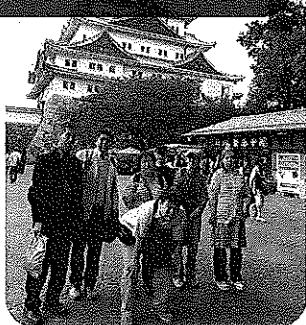


3月★アート



レクリエーションとしてアート作品に取り組みました。テーマは決めずに好きに絵を描いたり貼り絵をしました。

9月★全国大会in名古屋



名古屋城観光

全国の本人さんたちが一同に集まり、食事をしながら名刺交換や、近況報告などで交流を深めます。



会場前で

10月★近畿大会in草津



サイコロトークで自分の思いを話します。

名古屋大会とは第3分科会の本人活動に参加しました。障害による差別で、アパートを借りようとしたが、水泳教室に入ろうとしたり、お店に入ろうとしたり、免許を取りようとしたら時に断られたのが嘘だらうと思いまして、通常は、誰でもお店で買い物や一人暮らしを始めたが、水泳教室に入会したり、資格を取得できるので、差別はあれども、交流会では10名の方に名刺をもらいました。西宮代表として、地域のことをみんなの前に説明しました。名古屋市マスコットキャラクターはち丸が登場した時は興奮して、地元加古川の友達と一緒に会い話をさせて貰ったが、名古屋城を少しだけ観光して味噌カツを食べました。大会自体は、今の仕事を長く続けることと会とも相手に分かりやすさは多いと説明をしたり、みんなの意見を発言するとか参考となり、今後つなげていけるかもしれません」と思いました。
小見山祐輔

1月★新年会



今年は
ステーキ!!



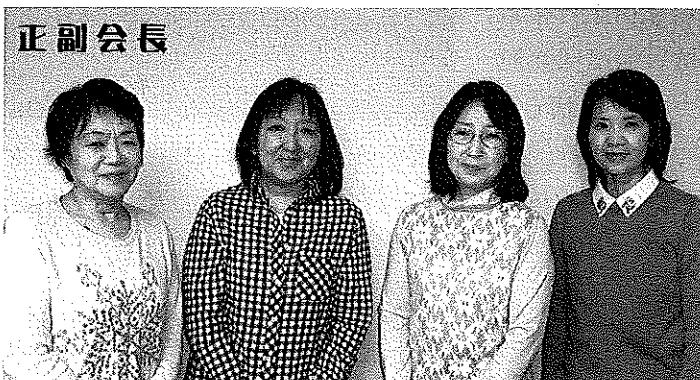
外部理事の交代

川上隆弘前理事に代り、中島忠男氏が就任されました。

川上前理事ありがとうございました。中島理事どうぞよろしくお願いします。



中島 忠男 氏



中谷
美津子
副会長

近藤
真由美
会長

本田
洋子
副会長

宮脇
葉子
副会長

平成28年度
新・役員体制



岸
栄里子

深谷
京子

松本
秀子

岡
直美

吉野
千栄子

豆柄
幸子
舛次
和子

事務局



中田
郁子

阪井
恵子

今中
千鶴

泉
明子

岡本
裕子

退任理事

長い間、育成会の運営にご尽力いただきありがとうございました。

小川 加代子

吉田 幾久世

光好 英美

鎌谷 泰子

新田 喜代美

池上 知佐子

高橋 早百合

山本加津美前相談役が任期満了となり、小川加代子前会長が相談役に就任されました。

★研修会★ 自転車安全講習

平成27年11月9日(月)、西宮市総合福祉センターにおいて、自転車安全講習会を開催しました。

平成27年10月から道路交通法が改正され、自転車走行においても法令順守の徹底が必要となり、兵庫県では自転車保険加入も義務化になりましたが、まだまだ把握しきれていない現状です。

そこで、西宮警察署の第1交通課から2名にきていただき、スライドやシミュレーター（模擬自転車）を用い、自転車の交通安全の講習をしていただきました。模擬自転車の運転は案外難しく、参加者から「あっ！危ない」「あっ！ぶつかった」などの声も出て、安全な自転車運転を楽しく学びました。



会員を募集しています

一般社団法人西宮市手をつなぐ育成会は知的障がい者本人と保護者の会です。
知的障がい者への理解と社会への啓発に努力し、社会福祉の向上に寄与することを目的として、様々な活動をしています。

正会員・本人会員

講演会や研修会に参加して知識を広めたり、会員同士の交流を通していろいろな情報を得るなど、私たちと一緒に活動しましょう。

- ・入会金 入会時10,000円
(学齢期会員・本人会員は免除)
- ・年会費 正会員10,000円
(学齢期会員は5,000円)
本人会員 免除
(親のいない知的障がい者)
- ・育成会協力金 年額10,000円
(学齢期会員・本人会員は猶予免除制度あり)

賛助会員

賛助会員として、当会をご支援下さいますようお願い申し上げます。

- ・年会費 一口2,000円
(何口でも可)

お申込み・お問い合わせ

一般社団法人 西宮市手をつなぐ育成会
〒663-8241 西宮市津門大塚町1-47
TEL 0798-33-7713 FAX 0798-33-7743
E-mail teni-tewo@nishi-ikusei.jp

メールアドレスが変わりました。

新しくできた
当会のシンボル
ロゴです



ホームページをリニューアルしましたので
是非ご覧下さい。 <http://nishi-ikusei.jp>

第72号
の訂正

7ページ学齢期体験ツアーの記事の中で、学生ボランティアの人数が3名のところ
2名となっていました。訂正してお詫びいたします。

編集後記

広報部としての最初の仕事は昨年の育成会定時総会の取材からでした。この一年、育成会の行事に参加して記事を集め、部員それぞれの能力を出し合い72号に続き73号を発行することができました。お忙しい中、快くご寄稿下さいました皆さんに心よりお礼申し上げます。

